平成24年11月５日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋兜町２番１号
**株式会社東京証券取引所グループ**
取締役兼代表執行役社長　斉　藤　　惇

# 臨時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成24年11月19日（月曜日）午後４時45分までに到着するようご返送くださるか、３ページの「議決権行使等のご案内」をご高覧のうえ当社指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）より、平成24年11月19日（月曜日）午後４時45分までに、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　平成24年11月20日（火曜日）午前10時

**２．場　　所**　東京都中央区日本橋兜町２番１号
東京証券取引所ビル２階　東証ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

**３．目的事項**

**決議事項**

**第１号議案**　資本金の額の減少の件

**第２号議案**　資本準備金の額の減少の件

**第３号議案**　当社と株式会社大阪証券取引所との合併契約承認の件

**第４号議案**　定款一部変更の件

## ４．招集にあたっての決定事項

(1) 書面による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合の取扱いについては、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2) 書面又はインターネットにより、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使され、かつその内容が異なる場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(4) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の出席株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(5) 議決権の不統一行使を行う場合には、株主総会の３日前までに、書面をもって当社にその旨及び理由を通知するものとさせていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。その他議決権行使に関する事項は、次ページの「議決権行使等のご案内」をご参照ください。

なお、株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネットウェブサイト（http://www.tse.or.jp/about/ir/meeting/soukai/）に掲載いたしますのでご了承ください。

## 【議決権行使等のご案内】

### １．インターネットによる議決権行使のご案内

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（http：//www.evote.jp/）をご利用いただくことによってのみ可能です（ただし、毎日午前２時から午前５時までは、取扱いを休止いたします。）。

(2) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の午後４時45分（当社営業終了時刻）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら、下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

### ２．議決権行使サイト及びインターネットによる議決権行使方法等について

(1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

(3) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金及び通信業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担になります。

### ３．招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。

(携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120－173－027（受付時間　９：00～21：00、通話料無料）

# 株主総会参考書類

## 第１号議案から第４号議案までの上程に至る経緯

当社と株式会社大阪証券取引所（以下「大証」といいます。）は、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことについて合意し、平成23年11月22日付で統合契約（以下「本統合契約」といいます。）を締結いたしました。本統合契約においては、本経営統合は、まず当社が大証の普通株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施により大証を子会社化した後に、大証を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。本合併後の大証を「統合持株会社」といいます。）を行うこととされております。また、本経営統合は持株会社方式によるものとし、本合併後の統合持株会社への移行が円滑に行われるようにするために、当社及び大証において、それぞれグループ内の会社分割を行うこととしております。

当社は、本経営統合に関して、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令が行われないこと等の確認ができたことから、本統合契約に基づき、平成24年７月10日に大証の株式を本公開買付けにより取得することを決定し、平成24年７月11日より本公開買付けを実施いたしました。当社は、金融商品取引法第106条の10第１項により、大証を子会社とすることについての内閣総理大臣の認可を得て、本公開買付けは平成24年８月22日を以て終了し、その結果、大証は平成24年８月29日付で当社の連結子会社となっております。その後、両社は、本経営統合に向け協議を進めてまいりましたが、平成24年10月29日に、本統合契約の合意内容に従い、合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。また、上記のグループ内の会社分割として、当社は、同日付で当社の100％子会社である株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）との間で、本合併に先立ち、統合持株会社が営むこととなる株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する事業を除く全ての事業を東証に移転させることを目的として、当社を分割会社、東証を承継会社とした吸収分割契約（以下「東証吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。東証吸収分割契約に基づく吸収分割（以下「東証吸収分割」といいます。）によって吸収分割承継会社である東証に承継させる資産の帳簿価額の合計額が当社の総資産の額として会社法施行規則で定める方法により算定される額の５分の１を超えないことから、東証吸収分割は、会社法第784条第３項に基づく簡易吸収分割の手続きにより株主総会の決議による承認を受けずに行う予定であります。なお、大証においても、大証を分割会社とする吸収分割の承継会社となるために新たに設立された大証の100％子会社である新大証設立準備株式会社（以下「新大証」といいます。）との間で、株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する事業を除く全ての事業（大証が現在営んでいる取引所金融商品市場の開設・運営及び金融商品債務引受業等）を承継対象とする吸収分割契約（以下「大証吸収分割契約」といいます。）を同日付で締結しております。

本経営統合の実現により、統合持株会社は商号を「株式会社日本取引所グループ」とし、その傘下に東証、新大証、東京証券取引所自主規制法人、株式会社日本証券クリアリング機構を含む連結子会社５社及び持分法適用関連会社４社を有する金融商品取引所持株会社となります。また、統合持株会社の発足時の資本金の額は115億円、資本準備金の額は30億円、利益準備金の額は０円とし、その余は剰余金となる予定です。上記のほか、当社及び大証は、発足時の統合持株会社を、概要次のとおりとすることを合意しております。

| | |
|---|---|
| 商号 | 株式会社日本取引所グループ |
| 事業内容 | 株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する業務 |
| 本店所在地 | 東京都中央区日本橋兜町２番１号 |
| 資本金 | 115億円 |
| 形態 | 委員会設置会社 |
| 事業年度の末日 | ３月31日 |
| 取締役 | 斉藤　惇<br>米田　道生<br>奥田　務<br>川本　裕子<br>久保利　英明<br>堺屋　太一<br>中務　裕之<br>林　　正和<br>広瀬　雅行<br>本田　勝彦<br>松尾　邦弘<br>森本　滋<br>チャールズ・ディトマース・レイク二世 |
| 会計監査人 | 有限責任監査法人トーマツ |

（注１）取締役候補者の略歴については、別添の参考資料１をご参照ください。
（注２）奥田　務、川本　裕子、久保利　英明、堺屋　太一、中務　裕之、本田　勝彦、松尾　邦弘、森本　滋及びチャールズ・ディトマース・レイク二世の９氏は、社外取締役候補者であります。

なお、統合持株会社の代表執行役グループＣＥＯとして当社取締役兼代表執行役社長斉藤　惇氏が、代表執行役グループＣＯＯとして大証代表取締役社長米田　道生氏が内定しております。

本経営統合の目的は、次のとおりであります。

両社は、互いに現物市場とデリバティブ市場という異なる得意分野を持ち、補完関係が成立する両社が経営統合を行い、システム統合等を推進することで、現物市場とデリバティブ市場の双方において、国内での確固たる地位を確立するとともに、規模の拡大、当社グループにおける東京証券取引所市場第一部・ＴＯＰＩＸ先物・国債先物を中心とした取扱い金融商品、大証の日経225先物・オプションを中心とした取扱い金融商品を併せることによる取扱い金融商品の多様化・コスト削減によるグローバル競争力の強化、さらには、両社の市場機能の集約、取引システムの統一化による取引参加者・投資家の利便性向上といった大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致し、経営統合を行うことを平成23年11月22日付で合意しております。

今般、両社は、当社による本公開買付けが成立し、本公開買付けに係る決済が完了したことから、本統合契約に基づき、本合併を行うこととしております。

本経営統合によって、現時点で両社が実現を期待しているシナジー効果としては、次のものを想定しております。

1. 収益面におけるシナジー

本経営統合により、①ユーザー利便性の向上、営業力強化などによる取引数量の増加を起因とした取引参加料金の増加、②魅力的な取引所となり国内外のＩＰＯ（新規株式公開）数が増加することによる上場関連収入の増加、③提供情報の多様化による情報提供サービスの需要拡大等の収益面におけるシナジーが期待されます。

2. 費用面におけるシナジー

本経営統合により、①システム統合によるシステム開発・運用費用の削減、②システム関連のコストシナジー（システム統合後に実現）等の費用面におけるシナジーが期待されます。

3. その他の効果

本経営統合により、①デリバティブ清算機能の統合による投資家の投資効率の向上、②組織統合によるノウハウの集約・人材有用活用をテコにした商品・制度企画及びサービスの更なる向上等のその他の効果が期待されます。

本臨時株主総会においては、本経営統合の実現のために必要な議案として、第１号議案から第４号議案までをご提案いたしております。株主の皆様におかれましては、なにとぞ趣旨をご理解いただき、各議案につきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

・・・

**第１号議案**　資本金の額の減少の件

１．資本金の額の減少の理由

前記「第１号議案から第４号議案までの上程に至る経緯」に記載のとおり、統合持株会社の資本金の額は115億円とする予定であります。当社の現在の資本金の額は115億円ですが、本合併に際して、消滅会社である当社の資本金の額と同額を存続会社である大証の資本金として増加させることとなるところ、大証の資本金の額が47億2,326万円であることから、統合持株会社の資本金の額が115億円となるように、本合併の効力発生に先立ち、当社の資本金の額を予め47億2,326万円減少させ、67億7,674万円とするものであります。

２．資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額11,500,000,000円のうち4,723,260,000円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を6,776,740,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

資本金の額の減少の効力発生日は、債権者異議申述期間後の平成25年１月１日といたします。

**第２号議案**　資本準備金の額の減少の件

１．資本準備金の額の減少の理由

前記「第１号議案から第４号議案までの上程に至る経緯」に記載のとおり、統合持株会社の資本準備金の額は30億円とする予定であります。本合併に際して、消滅会社である当社の資本準備金の額と同額を存続会社である大証の資本準備金として増加させることとなるところ、大証の資本準備金の額が既に48億2,555万7,353円であることから、本合併の効力発生に先立ち、当社の資本準備金の額を予め全額減少させ、０円とするものであります。なお、大証においては、本合併に先立ち、資本準備金の額を18億2,555万7,353円減少させ、30億円とする議案を大証の株主総会において上程する予定です。（大証ホームページ（http://www.ose.or.jp/profile/774）ご参照）

２．資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額22,874,693,023円の全額を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を０円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

資本準備金の額の減少の効力発生日は、債権者異議申述期間後の平成25年１月１日といたします。

**第３号議案**　当社と株式会社大阪証券取引所との合併契約承認の件

１．合併を行う理由
前記「第１号議案から第４号議案までの上程に至る経緯」に記載のとおりであります。

２．合併契約の内容の概要
本合併契約の内容は、添付資料１「合併契約書（写）」のとおりであります。

３．会社法施行規則第182条第１項第１号から第４号までに掲げる事項の内容の概要
(1) 合併対価の相当性に関する事項
a　合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項
大証は、本合併に際して、本合併の効力発生日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された各株主（当社を除きます。）に対して、その有する当社の株式（会社法第785条第１項に基づく株式買取請求に係る株式を除きます。）１株に対して、大証の株式20.19株の比率（以下「本合併比率」といいます。）で割当て交付いたします。その結果、本合併により交付する大証の株式数は、合計で45,906,810株となる予定であります。

合併比率等（当社の株式１株に対して交付する大証の株式の割当比率）

| 会社名 | 当社 | 大証 |
|---|---|---|
| 本合併に係る割当ての内容 | 20.19 | 1 |
| 本合併により交付する大証の株式数（予定） | 普通株式：45,906,810株 | |

なお、本合併の割当比率に関し、平成23年11月22日の本統合契約締結時点では、当社の株式１株に対して、大証の株式0.2019株の比率（以下「本統合契約時合併比率」といいます。）で割当て交付することを予定しておりましたが、今般本合併の効力発生日をもって東京証券取引所市場第一部への上場を行うことができるよう、大証において、本合併の効力発生日付で大証の株式１株を100株に分割する株式分割（以下「本株式分割」といいます。）及び100株を１単元とする単元株制度の採用に係る定款変更(以下「本単元株制度の採用」といいます。)を行うこととし、本合併契約において、本合併の割当比率は、本株式分割及び本単元株制度の採用の効力が生じたことを前提として、上記のとおり、当社の株式１株に対して、大証の株式20.19株を割当て交付することと変更いたしました。
この合併比率の変更による両社及びその株主への実質的な差異は、本統合契約時合併比率による場合に１株未満の端数が割り当てられる部分についての処理方法のみであり、当該部分についても実質的な経済的不利益が発生することは想定されず、したがって関係者に与える影響は最小限のものであると考えております。

b　合併比率の算定根拠等

(a) 算定の基礎

当社は、本合併の合併比率の公正性を確保するため、両社から独立した財務アドバイザーに合併比率の財務分析を依頼し、当社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー」といいます。）、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及び大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（平成24年４月１日付で大和証券株式会社と統合し、大和証券株式会社となりました。以下「大和証券ＣＭ」といいます。）からその算定結果の報告を受領しました。また、当社は、平成23年11月21日付にて、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー、野村證券及び大和証券ＣＭから、それぞれ添付資料２「合併比率に関する当社の各財務アドバイザーによる財務分析等の概要」に記載の３社の主要な前提条件及びその他各社個別の前提条件のもとに、合併比率が当社の株主にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

大証は、合併比率の公平性を確保するため、両社から独立した財務アドバイザーに合併比率に関する財務分析を依頼することとし、ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）、ＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興」といいます。）及びMoelis & Company UK LLP（以下「モーリス」といいます。）を両社から独立した財務アドバイザーとして起用いたしました。また、大証は合併比率に関するフェアネス・オピニオンを、平成23年11月21日又は22日付でゴールドマン・サックス、ＳＭＢＣ日興及びモーリスから、それぞれ受領したとのことです。

当社の財務アドバイザーによる合併比率に関する財務分析の概要については、添付資料２「合併比率に関する当社の各財務アドバイザーによる財務分析等の概要」をご参照ください。なお、添付資料２に記載の各財務アドバイザーによる本合併比率に関する財務分析の概要においては、当社の株式１株に対し割り当てられる本株式分割前の大証普通株式の株式数のレンジを記載しております。大証の財務アドバイザーによる合併比率に関する財務分析及びフェアネス・オピニオンの概要については、大証臨時株主総会招集通知（http://www.ose.or.jp/profile/774）をご参照ください。

(b) 算定の経緯

両社は、合併比率に関する財務分析を依頼したそれぞれの財務アドバイザーから提出を受けた算定結果を参考に、相手方に対して両社が相互に実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、両社の財務及び事業の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で慎重に交渉・協議を重ねた結果、合併比率は妥当であるとの判断に至ったため、本統合契約に合併比率を定めた上、それぞれ平成23年11月22日開催の取締役会にて本統合契約の締結を承認いたしました。

なお、その後、上記のとおり、本合併の合併比率は本株式分割及び本単元株制度の採用の効力が生じたことを前提として、当社の株式１株に対して、大証の株式20.19株を割当て交付することと変更いたしましたが、この合併比率の変更による両社及びその株主への実質的な差異は、本統合契約時合併比率による場合に１株未満の端数が割り当てられる部分についての処理方法のみであり、当該部分についても実質的な経済的不利益が発生することは想定されず、したがって関係者に与える影響は最小限のものであると考えております。

また、当社は、本合併契約の締結にあたり、財務アドバイザー及び法務アドバイザーとも協議の上、平成23年11月22日以降本合併契約締結日までの間に、当社及び大証において、当社の株式１株に対して交付する大証の株式の割当比率を修正すべき重大な事実は生じていないことを確認しております。

以上を踏まえ、当社及び大証は、平成24年10月29日に、本合併比率にて合併を行うことを合意・決定し、本合併契約を締結いたしました。

(c) 独立した財務アドバイザーの起用及び法務アドバイザーからの助言

当社及び大証は、本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、当社は、本合併比率に関する財務分析を依頼した前記の両社から独立した財務アドバイザーのほか、ＪＰモルガン証券株式会社を、大証は、メリルリンチ日本証券株式会社及びみずほ証券株式会社を、それぞれ両社から独立した財務アドバイザーとして起用しております。

また、両社は、本経営統合に至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、当社は長島・大野・常松法律事務所及びDavis Polk & Wardwell LLPを、大証は西村あさひ法律事務所、ＴＭＩ総合法律事務所及びSullivan & Cromwell LLPをそれぞれ法務アドバイザーとして選任し、法的な観点から本経営統合の諸手続き及び対応等について助言を受けております。

c　合併対価として大証の株式を選択した理由

当社及び大証は、本合併に係る当社の株式に対する対価として、吸収合併存続会社となる大証の株式を選択いたしました。

大証の株式は、大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場（スタンダード）（以下「ＪＡＳＤＡＱスタンダード」といいます。)に上場されており、流動性を有するため取引機会が確保されること、及び当社株式を有する株主の皆様は、吸収合併存続会社となる大証の株式を受け取ることにより、本経営統合による統合効果を享受することが可能であることを考慮して、大証の株式を本合併に係る対価とすることが適切であると当社及び大証は判断いたしました。

d　当社と大証が共通支配下関係にあるときは大証以外の当社株主の利益を害さないように留意した事項

当社と大証は、現時点では共通支配下関係にありますが、これは、本公開買付けによって、大証が当社の連結子会社となってからのことです。前記のとおり、合併比率について実質的な協議を行った本統合契約締結時点では、両社は共通支配下関係になく、両社は独立の第三者同士として合併比率の交渉を行い、独立した財務アドバイザーに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を勘案したうえで、両社で慎重に交渉・協議を重ねた結果、本統合契約において合併比率を定めた上、それぞれ平成23年11月22日開催の取締役会にて本統合契約の締結を承認いたしました。

e　大証の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

本合併に際して増加する大証の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりであります。この取扱いは、統合持株会社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

(a) 増加する資本金の額　　：金6,776,740,000円
(b) 増加する資本準備金の額：金０円
(c) 増加する利益準備金の額：金０円

(2) 合併対価について参考となるべき事項

a　大証の定款の定め

大証の定款の定めは、添付資料３「株式会社大阪証券取引所　定款」のとおりであります。

なお、添付資料３に掲げる定款は、現時点での大証の定款の内容です。大証では、（i）本株式分割の実施及び（ii）本単元株制度の採用を取締役会で決定しており、これに伴う定款変更が、下表のとおり平成25年１月１日付で行われる見込みです。当該定款変更が効力を生じることを前提として、平成24年11月20日開催予定の大証の臨時株主総会において、参考資料２のとおり、平成25年１月１日を効力発生日とする定款変更の議案が上程される予定であります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| （発行可能株式総数）<br>第11条　当社の発行可能株式総数は，93万株とする。 | （発行可能株式総数）<br>第11条　当社の発行可能株式総数は，9,300万株とする。 |
| 第12条　削除 | （単元株式数）<br>第12条　当社の単元株式数は，100株とする。 |
| 付　　則 | 付　　則 |
| １　（条文省略）<br>（新　設） | １　（現行どおり）<br>２　第11条及び第12条の変更は，平成25年１月１日から効力を発生する。なお，本項は，当該効力発生日をもって削除する。 |

b　合併対価の換価の方法に関する事項

(a) 合併対価を取引する市場

大証の株式は、ＪＡＳＤＡＱスタンダードにおいて取引されております。

(b) 合併対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者
大証の株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。
(c) 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容
該当事項はありません。

c 合併対価の市場価格に関する事項
大証の過去３か月間の月別最高・最低株価は以下のとおりです。

| 月別 | 平成24年７月 | 平成24年８月 | 平成24年９月 |
|---|---|---|---|
| 最高（円） | 464,000 | 463,000 | 355,000 |
| 最低（円） | 449,500 | 348,500 | 310,500 |

なお、大証の株式の最新の市場価格等については、大証が以下のＵＲＬにおいて開示する株価情報及びチャート表示等によりご覧いただけます。
http://qw131.qhit.net/osehp/quote.cgi?F=template/popdetailquotehist&QCODE=8697&MKTN=JQ

(3) 計算書類等に関する事項
a 大証の最終事業年度に係る計算書類等の内容
大証の最終事業年度（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）に係る計算書類等の内容は、添付資料４「株式会社大阪証券取引所の最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおりであります。

b 当社及び大証における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
(a) 当社
イ 当社は、本公開買付けに要する資金に充当するために、平成24年８月27日、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行から86,400百万円の借入を行いました。
ロ 当社は、平成24年７月10日に大証の株式を本公開買付けにより取得することを決定し、同月11日より本公開買付けを実施いたしました。本公開買付けは同年８月22日を以て終了し、その結果、大証は同月29日付で当社の連結子会社となりました。
ハ 当社は東証との間で、平成24年10月29日に、東証吸収分割契約を締結いたしました。東証吸収分割契約の内容につきましては、添付資料５「吸収分割契約書（写）」をご覧ください。
ニ 当社は平成24年10月29日開催の取締役会において、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、平成25年１月１日付で、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることを決議いたしました。
(b) 大証
イ 大証は、当社が平成24年７月11日より実施した本公開買付けによって、同年８月29日付で当社の連結子会社となりました。
ロ 大証は新大証との間で、平成24年10月29日に、大証吸収分割契約を締結いたしました。大証吸収分割契約の内容につきましては、添付資料６「株式会社大阪証券取引所　吸収分割契約書（写）」をご覧ください。
ハ 大証は、平成24年10月29日開催の取締役会において、会社法第448条第１項の規定に基づき、平成25年１月１日付で、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、それぞれその他資本剰余金及びその他利益剰余金に振り替えることを決議いたしました。

**第４号議案**　定款一部変更の件

１．変更の理由

第３号議案に係る本合併に伴う株式事務の効率化等を勘案し、株券不発行制度を導入するため、現行定款第８条の株券を発行する旨の規定を削除するなど所要の改正を行うものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 改正案 |
|---|---|
| （株券の発行）<br>第８条　当会社は、その株式に係る株券を発行する。 | 第８条　削除 |
| （株主名簿管理人）<br>第12条　（条文記載省略）<br>２　（条文記載省略）<br>３　当会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 | （株主名簿管理人）<br>第12条　（現行どおり）<br>２　（現行どおり）<br>３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 |
| （株式取扱規則）<br>第13条　当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議により定める株式取扱規則による。 | （株式取扱規則）<br>第13条　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議により定める株式取扱規則による。 |
| | 付　　則<br>この改正規定は、平成24年11月20日から施行する。 |

以　上

〔メ　　モ〕

# 株主総会会場ご案内図

会　場：東京都中央区日本橋兜町２番１号
東京証券取引所ビル　２階　東証ホール
電話番号（03）3666-1361

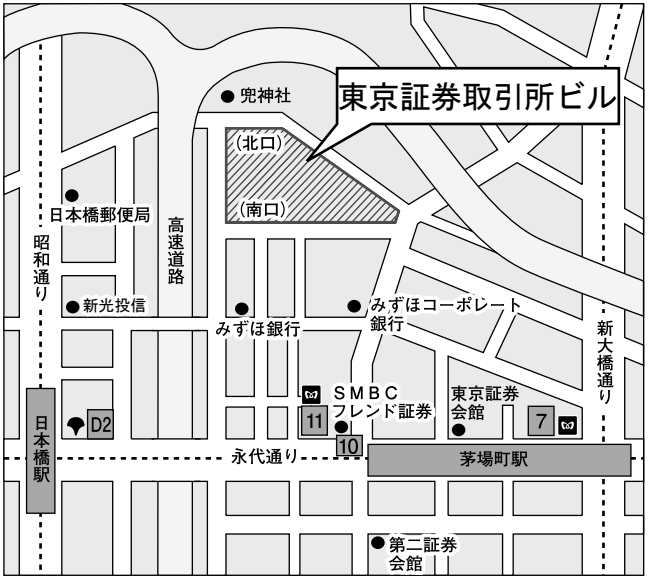


会場最寄駅：東京メトロ東西線 茅場町駅（出口10、11）徒歩５分
東京メトロ日比谷線 茅場町駅（出口７）徒歩７分
都営地下鉄浅草線 日本橋駅（出口Ｄ２）徒歩５分

〒103-8224　東京都中央区日本橋兜町２番１号
URL:http://www.tse.or.jp/